

～全児童生徒について提出が必要な書類です～

保護者のみなさまへ

就学援助制度のお知らせ

瀬戸内町では、お子さんが学校で楽しく勉強できるよう、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、前年の所得情報などをもとに審査を行い、認定された場合には学用品費・学校給食費などの費用を援助しています。

《保護者のみなさまへ》

全ての方から、就学援助の申請の意思を確認しておりますので、別添の「令和6年度 就学援助 申請意思確認書 兼 申請書」（以下「確認書兼申請書」）を令和6年5月20日（月）までに、必ず学校へご提出ください。

町立の小・中学校に兄弟姉妹がいる場合も、児童生徒一人につき一枚を提出してください。

1. 援助を受けることができる方

- ◎ 瀬戸内町内に住所を有し、瀬戸内町立小・中学校に在学する児童生徒の保護者で、以下のいずれかに該当する方。
- (1) 世帯全員の本年度の市町村民税所得割が非課税となる世帯
 - (2) 個人の事業税が減免されている世帯
 - (3) 固定資産税が減免されている世帯
 - (4) 国民年金保険料が免除、もしくは国民健康保険料が減免されている世帯
 - (5) 児童扶養手当を受給している世帯
 - (6) 新たに生活福祉資金の貸付けを受けた
 - (7) 職業安定所（ハローワーク）登録の日雇労働者である
 - (8) 上記に該当しないがその他特別な事情がある世帯

2. 援助の内容

①	新入学学用品費	新入学学用品の購入にかかる経費の一部（入学前（3月）に支給） ○支給額（年額） ・小学校 6年生 63,000円
②	学用品費等	学用品等の購入にかかる経費の一部 （各学期末（7月・12月・3月）に分けて支給） ○支給額（年額） ・小学生 11,630円 ・中学生 22,730円
③	通学用品費	通学用品等にかかる経費の一部（第1学年を除く）（7月下旬支給） ○支給額（年額） ・小学生 2,270円 ・中学生 2,270円
④	給食費	給食費として保護者が負担する経費の一部 （各学期末（7月・12月・3月）に分けて支給） ○支給額（年額） ・小学生 25,000円 ・中学生 29,000円
⑤	校外活動費	宿泊を伴わない校外活動経費の一部（7月下旬支給） ○支給額（年額） ・小学生 1,600円 ・中学生 2,310円
⑥	オンライン学習通信費	ICTを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルータ等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。） （各学期末（7月・12月・3月）に分けて支給） ○支給額（年額） ・小学生 14,000円 ・中学生 14,000円
⑦	医療費	むし歯、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎などの学校病の治療費 （各医療機関へ支給）

裏面に続く

※①新入学学用品費について

- ・中学校 1 年生には小学校 6 年生の 3 学期に、小学校 1 年生には入学前の 3 月に支給しています。
(小学校入学前の支給については別途申請が必要で、申請書を 12 月以降(予定)に郵送します。)

※⑦医療費について

- ・受診の際は、医療券が必ず必要となります。学校から医療券をもらって受診してください。

3. 確認書兼申請書の記入方法

《全ての方》

申請意思確認欄の該当する番号を○で囲み、保護者氏名を記入してください。

就学援助を希望される方は、裏面に記入する振込口座の名義人と同じ方(保護者に限ります)の氏名を保護者氏名欄に記入してください。

《就学援助を希望される方》

- (1) 申請書欄に、現住所、申請書氏名の記載及び押印(シャチハタ不可)してください。
- (2) 世帯の状況欄は、同居している方全員を記入してください。
- (3) 申請理由欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- (4) 裏面の振込口座の情報記入欄に、振込口座(表面に記入した申請書(保護者)名義の口座)の情報を記入してください。また、口座番号、名義等の確認に必要ですので、通帳の写しを必ず貼り付けてください。通帳をお持ちでない場合(ネット銀行等)は、金融機関、支店名、口座番号、口座名義人が確認できるもの(ホームページの画面を出力したもの等)を貼り付けてください。

《生活保護を受けている方》

医療費について援助を受けられます。(その他の援助費目については、生活保護制度で支給されます。)

確認書兼申請書の上部にある申請意思確認欄の「3. 生活保護受給中」を○で囲み、保護者氏名を記載してください。(申請書欄の記入は必要ありません。)

《特別支援学級に就学されている方》

別途、特別支援教育就学奨励費の支給対象となります。

確認書兼申請書の上部にある申請意思確認欄の「4. 特別支援学級就学中」を○で囲み、保護者氏名を記載してください。(申請書欄の記入は必要ありません。)

4. 申請時の注意点

- (1) 令和5年度に就学援助を受けた方であっても、引き続き援助を希望する場合は、必ず確認書兼申請書を提出してください。(※自動更新ではありません。)
- (2) 虚偽の申請により認定され、援助を受けた場合は、認定を取り消し、援助費を返還していただくことがあります。
- (3) 就学援助を希望され、5月20日までに確認書兼申請書を学校へ提出された方は、7月上旬に審査結果をお知らせします。5月20日までに申請されなかった方が、年度途中で申請された場合の認定月は、確認書兼申請書を提出された月からとなり援助費は認定月以降の分が支給されます。
- (4) 援助費は、医療費を除き事後の支給となりますので、校納金等は学校へ納めてください。なお、医療費は、各医療機関へ直接支給します。

※ 令和6年1月1日現在で瀬戸内町内に住所がない方(町外からの転入者や、単身赴任者、別居している学生など)は、1月1日現在の住所地の市町村が発行した令和6年度の所得額証明書(令和5年中の所得金額が記載されたもの)が必要となります。

令和6年度の所得額証明書は、各市町村で6月中旬以降取得が可能ですので、後日、1月1日現在の住所地の市町村より取り寄せた後、速やかに学校へ提出してください。(提出がされない場合、所得の確認ができないため、判定ができません。)提出後に改めて審査を行い、判定結果を通知します。

5. 問い合わせ先

瀬戸内町教育委員会 総務課 TEL 0997-72-0113